

## 議案第 4 号

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 3 1 年 3 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

### 提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 1 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長与町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。